

【附帯決議】

「認定第1号 令和6年度宇陀市一般会計歳入歳出決算認定について」附帯決議

1. 随意契約について

職員研修に関する約6,000万円の随意契約が執行されたことを確認した。

随意契約は地方自治法及び関係法令に基づき適正に行われ得る契約方式であり、直ちに違法とされるものではない。

しかしながら、巨額の公費支出を伴う随意契約については、市民の信頼確保および議会の適切な審査権行使の観点から、より一層の透明性確保が求められる。

よって、理事者に対し、今後次の事項を強く求めるものである。

- ・高額な随意契約を締結する場合には、必要に応じて、その契約内容、契約金額、相手方の選定理由を速やかに議会へ報告すること。
- ・契約に至る経緯や比較検討の有無についても可能な限り資料を整備し、議会審査の場において説明責任を果たすこと。

2. 職員配置の適正化について

職員の多忙に起因する事務処理の不適正が散見された。これらは市民サービスの低下や行政運営の信頼を損なうおそれがあるとともに、職員の健康確保や働き方改革の観点からも看過できない状況である。

よって、理事者においては、次の事項について適切に対応されるよう強く求める。

- ・職員の業務量の実態を把握し、組織体制や人員配置の適正化を図ること。
- ・長時間勤務の是正を含む労務管理を徹底し、職員の心身の健康保持を図ること。

以上、附帯決議する。